

# 松本市開発審査会条例

平成 12 年 9 月 22 日

条例第 58 号

改正 平成 14 年 3 月 15 日条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 78 条第 8 項の規定に基づき、松本市開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 7 人をもって組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、会長のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審査会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 15 日条例第 10 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。